

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則</p>	<p>教育委員会事務局等におかれる職員の職として副主任を追加する等のため、所用の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 副主任の職の追加 教育委員会事務局におかれる職員の職として副主任を追加する。 (第1条関係)</p> <p>2 その他 その他所要の改正を行う。</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のとおり改正する。

第一条の表一の項中「及び同項第二号に規定する副所長」を削り、同表二の項中「第四条第一項第三号に規定するセンター所長、同項第四号に規定する事務局長」を「第四条第一項第二号から第四号までに規定する職」に改め、同表三の項中「第九号」を「第十号」に、「第八号」を「第九号」に改め、「次長」の下に「及び同条第二項に規定する職」を加え、「副主幹」を「職」に改め、同表四の項中「第二条第一項第十号から第十三号」を「第二条第一項第十一号から第十四号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に、「第四条第一項第九号から第十一号」を「第四条第一項第十号から第十二号」に改め、同表五の項中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十五号」に、「同項第十七号から第二十号」を「同項第十八号から第二十一号」に、「第四条第一項第十二号から第十四号」を「第四条第一項第十三号から第十五号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

改正案		現行	
(職務に係る標準的な職)			
<p>第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員が行う職務について、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に並び、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員が行う職務について、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に並び、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
職制上の段階	標準的な職	職制上の段階	標準的な職
<p>一 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号。以下「規則一」という。)第二条第一項第一号に規定する教育次長及び同条第二項に規定する理事並びに奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号。以下「研究所規則」という。)第四条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階</p>	略	<p>一 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号。以下「規則一」という。)第二条第一項第一号に規定する教育次長及び同条第二項に規定する理事並びに奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号。以下「研究所規則」という。)第四条第一項第一号に規定する所長及び同項第二号に規定する副所長の属する職制上の段階</p>	略
<p>二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職及び同条第三項に規定する参与並びに研究所規則第四条第一項第二号から第四号までに規定</p>	略	<p>二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職及び同条第三項に規定する参与並びに研究所規則第四条第一項第三号に規定するセンター所</p>	略

<p>三 規則第二条第一項第六号から第十号までに規定する職及び同条第四項に規定する教育行政相談員並びに研究所規則第四条第一項第五号から第九号までに規定する職、同条第二項に規定する教育行政相談員及び同条第三項に規定する主幹並びに社会教育センター規則第三条第一項第二号に規定する次長及び同条第二項に規定する職並びに奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号。以下「史料センター規則」という。）第二条第一項第一号に規定する所長及び第一二項に規定する職並びに奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和</p>	<p>する職及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。）第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階</p>	<p>改 正 案</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	
<p>三 規則第二条第一項第六号から第九号までに規定する職及び同条第四項に規定する教育行政相談員並びに研究所規則第四条第一項第五号から第八号までに規定する職、同条第二項に規定する教育行政相談員及び同条第三項に規定する主幹並びに社会教育センター規則第三条第一項第二号に規定する次長並びに奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号。以下「史料センター規則」という。）第二条第一項第一号に規定する所長及び第二項に規定する副主幹並びに奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年三月奈良県教育</p>	<p>長、同項第四号に規定する事務局長及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。）第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階</p>	<p>現 行</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	

		改 正 案	
<p>五 規則第二条第一項第十 五号に規定する主査及び 同項第十八号から第二十 一号までに規定する職並 びに研究所規則第四条第 一項第十三号から第十五 号までに規定する職並び に社会教育センター規則 第三条第一項第五号から 第十号までに規定する職</p>	<p>四 規則第二条第一項第十 一号から第十四号までに 規定する職、同項第十六 号に規定する保健主査及 び同項第十七号に規定す る管理主事並びに研究所 規則第四条第一項第十号 から第十二号までに規定 する職並びに社会教育セ ンター規則第三条第一項 第三号に規定する係長及 び同項第四号に規定する 主任主査並びに史料セン ター規則第二条第一項第 二号に規定する係長及び 同項第三号に規定する主 任主査の属する職制上の 段階</p>	<p>五十六年三月奈良県教育 委員会規則第七号。以下 「寄宿舎規則」という。 ）第三条第一号に規定す る寮長の属する職制上の 段階</p>	
略	略	略	
		現 行	
<p>五 規則第二条第一項第十 四号に規定する主査及び 同項第十七号から第二十 号までに規定する職並び に研究所規則第四条第一 項第十二号から第十四号 までに規定する職並びに 社会教育センター規則第 三条第一項第五号から第 十号までに規定する職並</p>	<p>四 規則第二条第一項第十 号から第十三号までに規 定する職、同項第十五号 に規定する保健主査及び 同項第十六号に規定する 管理主事並びに研究所規 則第四条第一項第九号か ら第十一号までに規定す る職並びに社会教育セン ター規則第三条第一項第 三号に規定する係長及び 同項第四号に規定する主 任主査並びに史料センタ ー規則第二条第一項第二 号に規定する係長及び同 項第三号に規定する主任 主査の属する職制上の段 階</p>	<p>委員会規則第七号。以下 「寄宿舎規則」という。 ）第三条第一号に規定す る寮長の属する職制上の 段階</p>	
略	略	略	

	<p style="text-align: center;">改 正 案</p>
	<p style="text-align: center;">現 行</p>

並びに史料センター規則
第二条第一項第四号から
第七号までに規定する職
並びに寄宿舍規則第三条
第二号に規定する舎監の
属する職制上の段階

びに史料センター規則第
二条第一項第四号から第
七号までに規定する職並
びに寄宿舍規則第三条第
二号に規定する舎監の属
する職制上の段階